

第九管区海上保安本部公示第5号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年1月20日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

伏木富山港伏木区の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 富山県伏木港事務所

住 所 富山県高岡市伏木湊町5-15

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 伏木富山港伏木区（付図に示すとおり）

期 間 令和5年2月1日から令和5年3月17日までのうち5日間

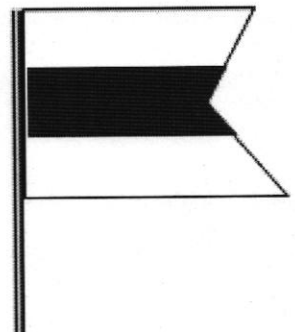
3 水路測量の実施方法

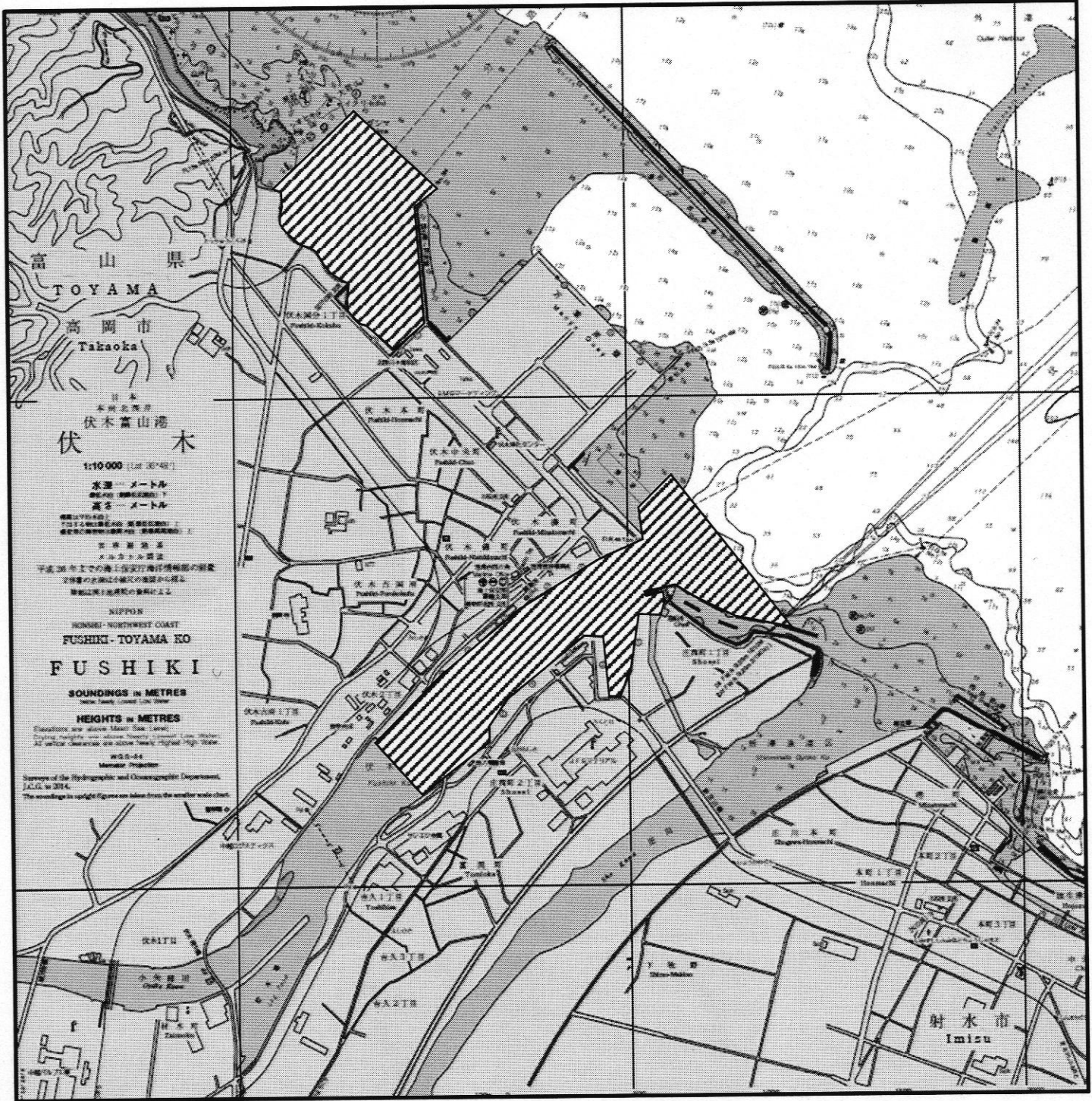
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。





 測量区域